

## 産業廃棄物に係る税の検討（試案）

項目	A案	A'案	B案	C案
趣旨・目的	資源循環型社会の構築を目指し、環境先進県づくりを推進するため、産業廃棄物に係る税を創設し、その財源をもって産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理にかかる環境対策に関する経費に充てる。この制度の効果として産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。			
考え方	排出事業者が納税義務者として直接納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者であるが、特別徴収義務者を介して納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者として特別徴収義務者を介して納税行為を行うが、中間処理業者も納税義務者となる。	埋立処分業者が納税義務者として直接納税行為を行う。
仕組み				
課税対象	県内で処分される <b>全ての産業廃棄物</b>	県内で処分される <b>全ての産業廃棄物</b>	県内で <b>埋立される産業廃棄物</b>	県内で <b>埋立される産業廃棄物</b>
納税義務者	<b>排出事業者</b> 県内外約400社	<b>排出事業者</b> 県内外数万社	<b>排出事業者（中間処理業者を含む）</b> 県内外約2500社	<b>埋立処分業者</b> 県内約20社
納税方法	申告納付	特別徴収	特別徴収	申告納付
特別徴収義務者	なし	<b>中間処理業者及び埋立処分業者</b> 県内約200社	<b>埋立処分業者</b> 県内約20社	なし
非課税及び 減免措置	リサイクル施設への搬入 一定の搬入量で裾切り	リサイクル施設への搬入	なし	なし
税収規模 課税標準・税率	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約8億円～16億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。</li> <li>県外の排出事業者に県条例で義務を課することができないという意見もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。</li> <li>小規模な事業者も含めて全ての排出事業者が納税義務者となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制の仕組みが比較的簡素である。</li> <li>中間処理業者へ搬入する排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税制の仕組みが簡素である。</li> <li>排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。</li> </ul>
<p>県民の意識を踏まえ県内外の格差（税額、徴収方法等）を設けることについては、課税の公平性の観点等から慎重な議論が必要である。</p>				